

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第6次提案に基づく追加部分)の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	833
構造改革特区において 実施可能な 特例措置	当該地域に教育上の特段のニーズがある場合において、これに対応する専修学校又は各種学校を設置するにあたり、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。
意見提出者名	福島県
意見の要点	今回の別表1該当部分の記載内容では、平成16年6月21日付け16文科生第197号文部科学省生涯学習政策局長通知との差異が明確ではないので、特例事業で行える内容が現行の取扱いとどのように異なるのか同通知の内容をふまえた上で記載すべきである。
意見に対する 回答	<p>平成16年の通知は、専修学校等の校地・校舎については、自己所有であることが原則ですが、その例外となる要件として「自己所有を満たすことが困難な場合」等を示したものです。</p> <p>今回の措置は、地方自治体が専修学校等の設置について、教育上特別のニーズがあるとして特区の認定を受けた際には、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県が認める場合には、「自己所有を満たすことが困難な場合」等でなくとも、校地・校舎の自己所有は求められません。</p> <p>【参考 平成16年6月21日付通知抜粋】 専修学校又は各種学校の校地及び校舎等については、それぞれ昭和51年1月23日付文管振第85号文部事務次官通達「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」第五5(2)、(3)、(4)、昭和31年12月27日付文管振第453号文部事務次官通達「各種学校規程の制定について」2の「第9条について」において、原則として自己所有とすることが望ましいとされておりますが、<u>これらの通達は、校地及び校舎等の自己所有につき例外的な取扱いを認めないという趣旨ではなく、自己所有要件を満たすことが困難な場合で、借地権又は賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間にわたり使用できる保障がある場合など、認可権者において学校経営の安定性、継続性が担保できると認めるときは、自己所有を求める必要がないこともその内容に含まれております。</u></p>
担当省庁名	文部科学省

対応方針 別表1の番号	833
構造改革特区において実施可能な特例措置	当該地域に教育上の特段のニーズがある場合において、これに対応する専修学校又は各種学校を設置するにあたり、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。
意見提出者名	北九州市
意見の要点	<p>○民間企業の保有する施設を校地・校舎として借用することも本事業の対象となるのか。</p> <p>○校地・校舎いずれか一方だけを借用することも対象になるのか。</p>
意見に対する回答	いずれも貴見のとおりです。
担当省庁名	文部科学省